議事の経過

開議　　午前 10 時

○佐藤倫与議長　　これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に事務局長から、諸般の報告をいたします。

事務局長。

○藤田隆史事務局長　　本日の出欠状況を報告いたします。

定数 14 人、全員出席であります。

以上で諸般の報告を終わります。

○佐藤倫与議長　　これより日程に入ります。

日程第１、議案第 57 号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」から議案第 65 号「財産の取得について」までの９件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら９件について、常任委員会の審査の報告を求めます。

総務文教委員長　藤田伸也議員。

○藤田伸也総務文教委員長　　総務文教委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました議案第 57 号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」ほか５件につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る６月 16 日、委員全員の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

まず、議案第 57 号及び第 58 号は関連する内容があるため、一括して説明を受け、審査を行いました。

議案第 57 号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」につきましては、安芸市特別職報酬等審議会の答申に沿って、令和８年 10 月１日から議長の報酬月額を現行 385,000 円から 400,000 円に、副議長の報酬月額を現行 335,000 円から 348,000 円に、常任委員長及び議会運営委員長の報酬月額を現行 325,000 円から 338,000 円に、議員の報酬月額を現行 315,000 円から 327,000 円に、それぞれ改定するものです。

議案第 58 号「安芸市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、安芸市特別職報酬等審議会の答申に沿って、令和８年 10 月１日から市長の給料月額を現行 738,000 円から 767,000 円に、副市長の給料月額を現行 628,000 円から 653,000 円に、教育長の給料月額を現行 575,000 円から 598,000 円に、それぞれ改定するものです。

所管課からの説明要旨は以下のとおりです。

市議会議員の報酬月額は平成９年以降、特別職の給料月額は令和４年以降、どちらも現在まで据え置かれており、市長が安芸市特別職報酬等審議会に諮問を行った。

特別職給料月額について、審議会では「人事院勧告により行政一般職の月例給が４年連続でプラス改定となっている状況や、国及び他市町村の動向、社会経済情勢などを総合的に勘案した

結果、増額改定することが適当である」、「高知県の特別職給料と議員報酬は、県の一般職や部長級の給与引上げ改定率を元に算定していることに鑑み、安芸市の課長級職員の給料を参考にしつつ、かつ最も引上げ改定率の低い給料表の最高号給を基準として改定を行うことが適当である」と意見があり、課長級職員の最高号給における令和４年度から令和７年度までの累積改定率が4.1％であることから「おおむね４％引上げが適当」との答申があった。

議員報酬月額について、審議会では「近年の人事院勧告により行政一般職の給与は上昇している一方、本市の議員報酬については、これらの改定が反映されておらず、情勢適応の観点から見直しの必要がある」、「地方議会議員のなり手不足が全国的な課題となっており、持続可能な議会運営の視点から、議員の職責や活動実態に見合った報酬水準の確保も求められている」との意見があり、議員報酬月額についても、特別職給料月額の改定と同様に「おおむね４％引上げが適当」との答申があったと説明がありました。

委員からは「公務員の給料は人事院勧告に基づいて改定されるが、人事院勧告が出ていない時期に、なぜ議員報酬を上げようとするのか」と質問があり、所管課からは「審議会の開催は４年半ぶりだが、人事院勧告は毎年出ており、直近４年はプラス改定が続いている。一般職全体では累積改定率が 7.75％であるが、課長級の最高号給の累積改定率を参考に４％引上げという答申になった」と回答がありました。

別の委員からは「特別職の退職金も増額になるのではないか」と質問があり、担当からは「市長が任期４年で 49 万 3,000 円、副市長が任期４年で 30 万 6,000 円、教育長が任期３年で 15 万 8,700 円増額となる」と回答がありました。

委員からは、「特別職給料と議員報酬について、市長から審議会に諮問しているが、議会側が諮問したわけではない」、「市民の暮らしは給料が上がらず苦しい状況であり、その中で特別職給料や議員報酬を上げることはできない」、「議員報酬を上げるか下げるかというのは、政務活動費はどうするかなど含めて議会が話をして決めるべき」といった意見が出されました。

両議案とも、採決の結果、全会一致で否決すべきものと決しました。

議案第 59 号「安芸市犯罪被害者等支援条例」につきましては、犯罪被害者等基本法の趣旨に則り、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、支援施策を総合的かつ継続的に推進するため、本条例を制定するものです。

所管課からは、条例第９条に定める犯罪被害者等見舞金の支給の詳細については、規則で定めることとしており、遺族見舞金を 30 万円、重傷病見舞金を 10 万円としていると説明がありました。

委員からは「交通死亡事故でも酒気帯びなど、程度に差があるが、見舞金は一律なのか」と質問があり、所管課からは「交通事故では過失によるものは見舞金の対象としておらず、危険運転致死傷罪などの犯罪行為が対象となる」と回答がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 60 号「安芸市市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の改正に

伴い、現行条例を改正しようとするものです。

所管課からは、改正の要旨として、個人住民税では、①公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正、②セルフメディケーション税制に係る特例適用期限の延長、③住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長であると説明がありました。固定資産税では、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を引き上げるものと説明がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 61 号「安芸市事前復興まちづくり計画策定委員会設置条例」につきましては、大規模災害の発生に備え、発災後の円滑な復興と迅速なまちづくりを推進するための事前復興まちづくり計画の策定に当たり、学識経験者等の専門的な知見及び地域の実情を踏まえた検討を行うため、地方自治法第 138 条の４第３項の規定に基づき、本条例を制定するものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 65 号「財産の取得について」につきましては、安芸市消防本部高規格救急自動車の経年劣化に伴い、更新するものです。

所管課からは、新しく整備する車両には防振性の高いベッドや昇降アシスト機能付の担架を採用するため、傷病者の負担軽減や安全確保が期待されると説明がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

○佐藤倫与議長　　産業厚生委員長　小松進也議員。

○小松進也産業厚生委員長　　産業厚生委員会の審査報告を行います。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました議案第 62 号「安芸市印鑑条例の一部を改正する条例」ほか２件につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る６月 17 日、委員全員の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

議案第 62 号「安芸市印鑑条例の一部を改正する条例」につきましては、本年９月に予定している住民情報システムの標準化への移行に伴い、印鑑登録の運用を国の示す標準仕様書に合わせるため、条例の一部を改正するものです。

所管課からは、主な改正内容は、現在、紙で管理している印鑑登録原票について、住基システム内の磁気ディスクとして調製する運用に変わる内容であるとの説明がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 63 号「安芸市介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法施行令改正に伴い、本人または世帯員が令和７年度の住民税非課税である第１号被保険者であって、令和７年度の税制改正による給与所得控除の引上げにより令和８年度の介護保険料が意図せず増額となる者について、令和８年度に限り、保険料の減免措置を講ずるものです。

委員から「減免措置に対して国から補填があるのか」と質問があり、所管課からは「減免後の保険料段階が下がった場合、下がった保険料段階分の保険料の補填は、国・県・市がそれぞれ

負担する」と回答がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 64 号「権利の放棄に関する件」につきましては、生活保護法に基づく返還金の未収金等について、債務者が死亡し、相続人も相続放棄したため、今後の債権回収が不可能となったことから、権利を放棄するため、地方自治法第 96 条第１項第 10 号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

○佐藤倫与議長　　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長　　別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

９番　山下裕議員。

○９　番（山下　裕議員）　議案第 57 号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」及び議案第 58 号「安芸市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に賛成の立場で討論を行います。

本定例会に安芸市議会議員の報酬の改正と安芸市特別職の給与の改正が安芸市特別職報酬等審議会より答申されました。

議員報酬は平成９年４月より 29 年間改正されていません。特別職については、令和４年４月に改正されていますが、市職員は毎年昇給しているので、三役と課長クラスとの給与の差が、縮まってきているということを聞いています。

審議会では、特別職及び議員について 11 市の資料等を参考にし、議論を重ねた結果、４％の引上げ率が妥当との結論で今回の答申に至ったとのことです。

議員のなり手不足は全国的で、高知県内でも議員の無投票の選挙が町村で多数発生しています。現在の報酬では、私が言うのもおかしいですが、年金受給者や自営業などほかに収入がある人は経済的に心配はないですが、子育て中の 30 代、40 代、50 代などの若い世代の方が政治に関心があったとしても、議員に立候補するには勤めをやめ、議員報酬だけで生活するにはなかなか難しい現状ではないかと思われます。

そのため、年金受給者もしくは自営業者など他での収入のある議員が多くなっているのが各自治体の現状だと思われます。

政治に関心を持っている若い世代の人たちが議員として活躍できる環境を整えるのも、私どもの役割ではないかと思います。

高知県議会は今年４月に議員報酬率７％アップ、金額にして６万円の引上げを行っています。市議会と県議会を単純に比較するわけにはいきませんが、それにしても大幅な引上げだと思います。

議員のなり手不足解消のため、報酬の引上げをしている自治体も増えてきている現状です。

今回審議委員会の報酬引上げを賛成する以上は、議員定数削減という意思を示し、議員として身を切る思いを持って、「安芸市議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例」そして「安芸市特別職の議員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の賛成討論といたします。

○佐藤倫与議長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長　ほかに討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第 57 号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、否決でありますので、原案についてお諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長　起立少数であります。よって、本件は否決されました。

これより、議案第 58 号「安芸市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、否決でありますので、原案についてお諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長　起立少数であります。よって、本件は否決されました。

これより、議案第 59 号「安芸市犯罪被害者等支援条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 60 号「安芸市市税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 61 号「安芸市事前復興まちづくり計画策定委員会設置条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 62 号「安芸市印鑑条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長　　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 63 号「安芸市介護保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長　　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 64 号「権利の放棄に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長　　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 65 号「財産の取得について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長　　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第２、議案第 67 号「安芸市議会議員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、提案理由の説明を求めます。

４番　宇田卓志議員。

○４　番（宇田卓志議員）　「安芸市議会議員定数条例の一部を改正する条例」について、議案提案いたします。

安芸市議会議員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び安芸市議会会議規則第 14 条第１項の規定により提出します。

令和８年６月 25 日

発　議　者　　安芸市議会議員　　宇　田　卓　志

賛　成　者　　安芸市議会議員　　山　下　　裕

賛　成　者　　安芸市議会議員　　藤　田　伸　也

安芸市議会議員定数条例の一部を改正する条例